

青森県建築設計業務委託特記仕様書

I 業務概要

1. 計画概要

- (1) 業務番号 : 病委(統)第7-2号
- (2) 業務名 : 統合新病院新築基本設計業務
- (3) 業務場所 : 青森市大字浜田字豊田外地内
- (4) 用途 : 総合病院 : 国土交通省告示第8号別添二第十号 第2類
- (5) 延床面積 : 病院棟 約72,600㎡
緊急医療施設 約1,000㎡
院内保育所 約600㎡
来院者用立体駐車場 約15,600㎡
職員用立体駐車場 約23,400㎡
ヘリコプター格納庫(職員用立体駐車場の屋上部) 約500㎡

2. 業務の実施期間等

- (1) 設計業務 a. ~~業務日数 :~~ 日
b. 履行期限 : 令和8年9月30日
基本設計説明 : ~~契約成立の日から 日以内に行うものとする。~~
- (2) 支払年度割 令和7年度 : 約 50 %
令和8年度 : 約 50 %

3. 適用

特記仕様書に記載された特記事項の中で、・印の付いたものについては○印の付いたものを適用する。・印に○印の付かない場合は、※印の付いたものを適用する。また、・印と※印両方に○印が付いた場合は、共に適用する。

4. 設計VEの適用

本設計業務において、VE業務を(※実施しない ・ 実施する)。
設計VE業務を実施する場合、別に定める「青森県建築工事設計VE実施要領」並びに「青森県建築工事設計VE実施マニュアル」を遵守し、同マニュアルにある設計者の役割を十分に把握し、VE業務の遂行に協力する。なお、実施のスケジュールについては別途通知する。

5. 設計と条件

施設計画にあたっては、「共同経営・統合新病院に係る基本計画」(以下「基本計画」という。)、【参考1】青森県と青森市の共同経営・統合新病院整備アドバイザー業務報告書及び【参考2】青森県と青森市の共同経営・統合新病院整備基本構想・計画策定支援等業務委託報告書を踏まえた提案とすること。

目的	本業務は、青森県立中央病院と青森市民病院を統合し新築する、青森県と青森市の共同経営による統合新病院(以下「統合新病院」という。)の整備に向けて、基本設計及び追加業務を行うものである。
----	---

対象となる棟名	病院棟、緊急医療施設、院内保育所、来院者用立体駐車場、職員用立体駐車場
用途	総合病院（令和6年国土交通省告示第8号別添二第十号 第2類）
施設規模・構造・階数	<p>(1)病院棟：地上9階程度 約72,600㎡（渡り廊下含む） 病床数757床</p> <p>(2)緊急医療施設：地上2階程度 約1,000㎡ 病院棟と渡り廊下で接続</p> <p>(3)院内保育所：地上1階程度 約600㎡</p> <p>(4)来院者用立体駐車場：地上4階程度 約15,600㎡ 約700台 病院棟と渡り廊下で接続</p> <p>(5)職員用立体駐車場：地上6階程度 約23,400㎡ 約950台 病院棟と渡り廊下で接続</p> <p>(6)ヘリポート：職員用立体駐車場の屋上部に設置</p> <p>(7)格納庫：約500㎡。職員用立体駐車場の屋上部に設置</p> <p>（(1)～(7)の構造種別は提案による）</p> <p>※【別紙1：整備スケジュール】のとおり、県営スケート場は、令和8年度の国民スポーツ大会後に解体するため、令和10年度から当該部分に施設整備が可能となる予定。また、青森市屋内グラウンド（サンドーム）は、代替施設整備後に解体し、令和13年度から当該部分に施設整備が可能となる予定。</p>
必要機能	「基本計画」及び配付資料【参考1】【参考2】を参考にすること。
必要諸室	「基本計画」及び配付資料【参考1】【参考2】を参考にすること。
設備に関する要件	「基本計画」及び配付資料【参考1】【参考2】を参考にすること。
構造に関する要件	<p>(1)官庁施設の総合耐震・対津波計画基準(平成25年3月29日付け国営計第126号、国営整第198号、国営設第135号)による</p> <p>(2)病院棟：構造体Ⅰ類相当（免震構造）、建築非構造部材A類、建築設備甲類</p> <p>(3)緊急医療施設：構造体Ⅰ類相当（免震又は耐震構造）、建築非構造部材A類、建築設備甲類</p> <p>(4)院内保育所：構造体Ⅱ類、建築非構造部材、B類建築設備乙類</p> <p>(5)来院者用立体駐車場：構造体Ⅲ類相当、建築非構造部材B類、建築設備乙類</p> <p>(6)職員用立体駐車場：構造体Ⅰ類相当、建築非構造部材A類、建築設備甲類</p>
外構に関する要件	<p>(1)【別紙2：設計業務区分図】に示すように、以下のとおり敷地内出入口を確保すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般車両・歩行者：敷地東側の市道浜田54号線（都市計画道路3・4・23号浜田豊田線） ・職員・業務車両：敷地西側（浜田中央公園側） ・救急車両：市道浜田54号線及び敷地南側・敷地西側（浜田中央公園）の3方向 ・バス：市道浜田54号線及び敷地西側（浜田中央公園）の2方向（敷地内通過可能とする） <p>(2)屋外平面駐車場（積雪時は一部堆雪場）：来院者用駐車場を140台程度、職員用駐車場を150台程度。</p> <p>(3)駐輪場（バイク置場）：来院者用駐輪場を180台程度、職員用駐輪場を180台程度。</p>
景観に関する要件	「基本計画」及び配付資料【参考1】【参考2】を参考にすること。
防災に関する要件	「基本計画」及び配付資料【参考1】【参考2】を参考にすること。
防犯に関する要件	「防犯に配慮した設計ガイドライン」の遵守
設計対象工事費	648～729億円程度（本体工事費。消費税等相当額込み） その他の棟の工事費については、「基本計画」を参考にすること。
経費区分	県単・公共
工事発注条件	「基本計画」及び配付資料【参考1】【参考2】を参考にすること。
建設工期	令和10年～令和14年月上旬（開発・造成工事期間を含む）、開院予定令和14年10月

6. 事前調査概要

土地概要	敷地面積：約88,500㎡ (1) 県営スケート場エリア (42,942㎡)、(2) 青森市屋内グラウンドエリア (15,642㎡) (3) 浜田中央公園 (30,000㎡) 周辺道路：敷地南側；一般国道7号（青森環状道路）幅員13.25m【片側】 敷地東側；市道浜田54号線 幅員10m（都市計画道路として道路拡幅の計画有） 敷地（公園）西側；市道荒川13号線 幅員25m、 敷地（公園）北側；市道荒川14号線 幅員20m 浸水想定区域：一部浸水想定区域に該当する。 埋蔵文化財包蔵地：該当しない。
敷地測量	○済
地質調査	○済 必要に応じて追加調査を実施予定
アスベスト調査	→別添報告書参照
インフラ施設	○【参考1】を参考にすること。
都市計画の用途地域等	都市計画区域及び準都市計画区域の内外の別等： 用途地域：準工業地域（容積率200%、建ぺい率60%） 特別用途地区（大規模集客施設制限地区）、生活拠点区域 浜田地区計画（壁面の位置の制限等） 防火・準防火地域：指定なし 日影規制：5h, 3h (GL+4m) (敷地北側エリア；第一種低層住居専用地域4h. 2. 5h (GL+1. 5m) 敷地北西側エリア；第一種中高層住居専用地域4h. 2. 5h (GL+4. 0m) 対象区域外周辺の日影規制も考慮すること。)

7. その他留意事項

<p>(1) 【別紙2：設計業務区分図】のとおり、緊急医療施設、院内保育所及び来院者用立体駐車場については、配置とボリューム計画までを基本設計業務範囲とする。なお、緊急医療施設は、国交付金の内示後に変更契約を実施する見込みである。</p> <p>(2) 【別紙2：設計業務区分図】に示すように、浜田中央公園内通路（職員・業務用車両・バス・救急車両用）については、設計段階にて公園管理者等と協議後決定する。特に既存調整池の範囲（機能・容量等）を損なわないことを原則とするが、やむを得ず変更する場合は同等の調整池機能を確保すること。</p> <p>(3) 外構整備（遊歩道改修含む）：遊歩道の位置等の変更を提案する場合は、既存環境の保全を考慮すること。また遊歩道の下には下水管が埋設されており、提案にあたっては留意すること。</p> <p>(4) 県営スケート場及び青森市屋内グラウンド、その他既存施設の杭は、新築建物の杭と干渉するなど建設に影響がない場合は、基本的に存置すること。</p> <p>(5) 来院者用及び職員用立体駐車場と病院棟を接続する渡り廊下は、機能的で利便性の高い階と接続すること。</p> <p>(6) 建物による周辺の住宅エリアへの影響（工事中を含む。）を十分に考慮し、地域の環境との調和に配慮した計画とすること。</p>

II 業務仕様

特記仕様書に記載されていない事項は、「公共建築設計業務委託共通仕様書（令和6年改定）」による。

1. 設計業務の内容及び範囲

委託する業務範囲は次のとおりとする。

(1) 一般業務の範囲

a. 基本設計

- 1) 建築（総合）基本設計に関する標準業務
- 2) 建築（構造）基本設計に関する標準業務
- 3) 電気設備基本設計に関する標準業務
- 4) 機械設備基本設計に関する標準業務

b. 実施設計

- 1) 建築（総合）実施設計に関する標準業務 —(設計意図の伝達業務を除く)—
- 2) 建築（構造）実施設計に関する標準業務 —(設計意図の伝達業務を除く)—
- 3) 電気設備実施設計に関する標準業務 —(設計意図の伝達業務を除く)—
- 4) 機械設備実施設計に関する標準業務 —(設計意図の伝達業務を除く)—

(2) 追加業務の内容及び範囲

※ 積算業務

- ※ 建築積算(積算数量算出書の作成・単価作成資料の作成、見積の収集、見積検討資料の作成)
- ※ 電気設備積算(積算数量算出書の作成、単価作成資料の作成、見積の収集、見積検討資料の作成)
- ※ 機械設備積算(積算数量算出書の作成、単価作成資料の作成、見積の収集、見積検討資料の作成)

- 緊急医療施設、保育所、駐車場のボリューム・配置の検討
- 行政諸官庁への各条例の確認及び事前協議、届出、許認可等手続き及び図書作成
- 上記業務の諸手続き及び手続の代理のうち、上記に含まれない業務
- 関係各所との設計内容の合意形成のための説明資料作成、説明会、会議等への出席。
- 雨水流出抑制対策に関する承諾に係る協議
- 浸水想定区域内の施設の避難確保・浸水防止計画の作成
- ヘリコプターの離着陸場又はホバリングスペースの設置の承諾に係る事前協議
- 景観審議会等への対応
- 環境計画書の作成（省エネ性能に係る照明・承諾に係る業務）
- 環境配慮の取り組みをレベル評価することによる環境に配慮した建築物の評価制度に係る資料作成・届出
- 建築計画に係る交通管理者及び道路管理者との協議に関する業務
- 建築物省エネルギー性能表示制度（BELS）による評価申請等の手続きに伴う事前協議
- 下水道法、水質汚濁防止法、大気汚染防止法等における事前相談
- 建築物による電波障害の防止に関する業務（机上検討）
(障害が予想される範囲を、建築物の規模・形状、周辺の地形・障害物等に十分配慮し計算を進め、障害予測を行う。)
- 建築物による既存電波ルートをふさがないことの確認
- 敷地地盤の特性を反映した模擬地震波の作成等、地震時の安全性検証に関する業務。
- 建築物の防災に関する計画の作成に関する業務
- 消防法上・建築基準法上の危険物に該当する取扱、貯蔵量、種別区分の取りまとめ及び協議
- 電源・熱源の二重化等、自立予備インフラに関する協議
- 汚染貯留槽、再生水、雨水等貯留槽の検討
- 原子力災害時等の換気システムの調査・検討
- 消雪・融雪に関する検討。
- 未利用エネルギー（排熱、温度差）、再生可能エネルギーの調査・検討に関する業務

- Net Zero Energy Building（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）の手続きに伴う検討業務。
（ZEB認証機関との調整等含む）
- 基本設計段階におけるライフサイクル評価手法を用いたLCC、LCC02等の算出、評価、検討
- 基本設計段階における光熱、使用水量等の算定書作成
- その他関係法令等に基づく行政諸官庁各種事前協議（各条例含む）。電気設備・機械設備の器具設置に伴う各許認可等の諸手続きに関する事前協議
- 公的補助事業の補助金（助成金含む）等及びその他各種補助金を取得する場合の届出手続等の事前相談及び必要に応じて資料作成。
- アニメーション・CG・VR・3次元モデリング等の作成（詳細は4. 成果物及び提出部数による）
- 模型製作（詳細は4. 成果物及び提出部数による）
- 透視図作成（詳細は4. 成果物及び提出部数による）
- 近隣説明範囲の調査。近隣説明及び説明資料作成、説明会への出席。
- 鉄道、高速道路等に係る近隣協議のための資料作成
- 委託者が指定する専門業者、デザイナー、コンサルタント、PM、CM等委託者の業務を代行する第三者との調整
- BEMSの導入に関する検討
 - ・ 免震装置の維持管理に係る助言
- 概算工事費の算出及び算定根拠の提示と説明（基本設計中盤及び完了時、そのほか発注者の指示があった場合。詳細は（4. 成果物及び提出部数）による）
- 建築基準法における日影図以外の時刻や場所による日影図の作成（近隣説明用の資料も含む）
- 広範囲におよぶ外構設計、デザイン、植栽及び材料を要するものに係るランドスケープに関する業務
- 生産設備施設等における特殊設備の検討に係る業務
- 新病院による近隣への騒音・振動の発生に対する調査、検討。
- 開発許可申請に関する事前協議（造成、浜田中央公園の調整池等）及び予備設計業務
- 高速道路出入り口からの緊急車両動線確保に伴う道路関連業務での事前協議関連。
- 概略工事工程表の作成（工事工程は原則週休2日及び冬期休工を適用して設定する）
- 工事区分表の作成業務
- 技術提案書概要版、基本設計概要版等各種広報資料の作成
- 総合的な環境保全性に関する検討・評価資料の作成
- 井水利用に関する検討

2. 業務の実施

(1) 一般事項

- a. 基本設計業務は、提示された設計と条件及び適用基準に基づき行う。
- b. ~~実施設計業務は、提示された設計と条件、基本設計図書及び適用基準に基づき行う。~~
- e. ~~積算業務は、調査職員の承諾を受けた実施設計図書及び適用基準に基づき行う。~~
- b. 受注者は、基本設計業務の成果を基本設計図書等にまとめ、発注者の確認を得ること。
- c. 「働き方改革に配慮した建築設計業務委託のためのガイドライン」（令和2年3月）を踏まえ、手戻り防止のための設計内容及び業務のプロセス管理に努めるものとする。

(2) 適用基準等

本業務に国土交通省等が制定する以下に掲げる技術基準等を適用する。受注者は業業務の対象である施設の設計内容及び業務の実施内容が技術基準等に適合するよう業務を実施しなければならない。

なお、以下に掲げる各基準の発行年は参考とし、常に最新版を適用するものとし、本業務期間中に改定されたときは、改定内容への対応等について協議を行うものとする。

a. 技術・性能・仕様等適用基準

- 建築設計基準 (令和6年版)
- 建築設計基準の資料 (令和6年版)
- 建築構造設計基準 (令和3年版)
- 建築構造設計基準の資料 (令和3年版)
- 建築設備計画基準 (令和6年版)
- 建築設備設計基準 (令和6年版)
- 官庁施設の総合耐震・対津波計画基準 (平成25年)
- 官庁施設の環境保全性基準 (令和4年版)
- 青森県設計業務等共通仕様書□ (令和2年版)
- 青森市道路設計・調査業務等共通仕様書□ (令和3年版)
- 青森県営繕設備設計要領 (令和7年度版)
- 青森県建築設計断熱基準 (平成11年10月)
- 青森県福祉のまちづくり条例別表第2（整備基準） (平成11年3月)
- 青森県公共事業景観形成基準（及びガイドプラン） (平成9年2月)
- 青森県景観色彩ガイドプラン (平成12年3月)
- 建築工事設計図書作成基準 (令和2年版)
- 建築工事設計図書作成基準の資料 (令和2年版)
- 建築設備工事設計図書作成基準 (令和6年版)
- 防犯に考慮した設計ガイドライン (平成16年10月)
 - ・ 青森県環境調和設計指針 (平成15年2月)
- 青森県営繕事業に係る電子納品運用ガイドライン (令和4年4月)
- 青森県産材利用推進プラン (平成23年9月)
- 公共建築工事標準仕様書(建築・電気・機械) (令和4年版)
- 公共建築改修工事標準仕様書(建築・電気・機械) (令和4年版)
 - ・ 高等学校施設整備指針（文部科学省） (令和3年5月)
 - ・ 特別支援学校施設整備指針（文部科学省） (平成28年3月)
 - ・ 建築構造設計指針（文部科学省） (平成21年版)
- 構内舗装・排水設計基準 (平成27年版)
- 構内舗装・排水設計基準の資料 (平成27年版)
- 建築設備耐震設計・施工指針（(一財)日本建築センター） (2014年版)
- 空気調和システムのライフサイクルエネルギーマネジメントガイドライン (平成22年版)
- 病院設備設計ガイドライン（電気設備編） HEAS-04-2021 (白)
- 病院設備設計ガイドライン（空調設備編） HEAS-02-2022 (白)
- 病院設備設計ガイドライン（衛生設備編） HEAS-03-2021 (白)
- 病院設備設計ガイドライン（BCP編） HEAS-05-2012 (白)

- 病院設備設計ガイドライン (BCP編) HEAS-05-2014 (白)
- 病院関係者のための電気設備・情報通信設備・医療ガス設備ガイドブック (令和4年版)
- 病院設備設計ガイドライン (コージェネレーション編) HEAS-06-2017 (白)
- 病院電気設備の設計・施工指針 (令和5年版)
- JIST1022 病院電気設備の安全基準 (令和5年版)

・貸与

b. 積算等適用基準

- 公共建築工事積算基準 (平成28年版)
- 公共建築工事標準単価積算基準 (令和6年版)
- 公共建築数量積算基準 (令和5年版)
- 公共建築設備数量積算基準 (令和5年版)
- 公共建築工事共通費積算基準 (令和6年版)
- 公共建築工事積算基準等資料 (令和5年版)
- 建築設備設計計算書作成の手引 ((一社)公共建築協会) (令和3年版)
- 青森県建築工事積算基準 (令和4年4月)
- 青森県建築工事共通費積算基準 (令和7年4月)
- 青森県建築工事単価等決定要領 (令和7年4月)
- 青森県建築工事積算における数値の取り扱い要領 (令和4年4月)
- 青森県建築工事共通費積算基準等資料 (令和7年4月)
- 公共建築工事内訳書標準書式(建築・設備) (令和5年版)
- 公共建築工事見積標準書式(建築・設備) (令和5年版)
- 営繕工事積算チェックマニュアル (令和6年版)

・貸与

- c. 受注者は、業務実施にあたり、上記各種基準間に相違がある場合は発注者と協議し、優先する基準を決定する。

(3) 業務計画書

業務計画書には、契約図書に基づき、次の事項を記載するものとする。

なお、プロポーザル方式により設計業務を受注した場合には、技術提案書に記述した提案について、原則として業務計画書に記載すること。

- 1) 実施工程表 (基本設計及び実施設計の説明並びに検査予定他)
- 2) 業務実施体制
- 3) ~~管理技術者の主な実績等 (資格証の写しの添付)~~
- 4) ~~主任担当技術者、担当技術者及び協力者の資格、経歴及び主な実績等 (資格証の写しの添付)~~

(4) 開示対象の参考資料

a. 既存設計図書及び既存資料等、その他

- 【参考1】青森県と青森市の共同経営・統合新病院整備アドバイザー業務報告書
- 【参考2】青森県と青森市の共同経営・統合新病院整備基本構想・計画策定支援等業務委託報告書
- 【参考3】統合新病院整備地質調査業務報告書
- 【参考4】統合新病院整備敷地現況測量業務委託報告書
- 【参考5】統合新病院整備に係る交通影響検討業務委託報告書
- 【参考6】県営スケート場竣工図面、敷地地質調査報告書
- 【参考7】浜田中央公園竣工図・報告書・調整池計画
- 【参考8】青森市屋内グラウンド竣工図
- 【参考9】青森消防団海上工作分団1・2・3班機械器具置場建設工事竣工図

b. 資料の貸与及び返却

貸与場所 (_____) 貸与時期 (~~業務着手時~~)
返却場所 (_____ 同 上 _____) 返却時期 (~~業務完了時~~)

(5) 打合せ及び記録

- a. 打合せは次の時期に行い、速やかに記録を作成し、調査職員に提出する。
- 1) 業務着手時
 - 2) 調査職員又は管理技術者が必要と認めた時
 - 3) その他 (_____)
- b. 打合せや情報共有に当たっては、受発注者間で協議の上、双方の生産性向上に資する方法を検討すること。具体的には電話、WEB会議、電子メール、情報共有システム（情報通信技術を活用し、受発注者間など異なる組織間で情報を交換・共有することによって業務効率化を実現するシステムをいう。）等の活用を検討すること。

(6) 提出書類

○ 業務実績情報の登録

受注者は、公共建築設計者情報システム（PUBDIS）に「業務カルテ」を登録する。
なお、登録に先立ち、登録内容について調査職員の承諾を受ける。また、業務完了検査時登録されることを証明する資料として、「業務カルテ仮登録（監督員の押印済み）」を
には、検査員に提出し確認を受け、業務完了後に速やかに登録を行う。

(7) その他、業務の履行に係る条件等

- a. 指定部分の範囲 (提案書の概略版の作成)
指定部分の履行期限 (契約日から2週間以内)
- b. 成果物の提出場所
〒030-0822 青森県青森市中央三丁目20-12
青森県警察本部交通管制センター2階
青森県病院局運営部（総合政策部統合新病院開設準備室）
- c. 成果物の取り扱いについて
提出された成果物については、当該施設に係る工事の請負業者に貸与し、当該工事における施工図の作成、当該施設の完成図の作成及び完成後の維持管理に使用することがある。
- d. 写真の著作権の権利等について
受注者は写真の撮影を再委託する場合は、次の事項を条件とすること。
- 1) 写真は、県が行う事務並びに県が認めた公的機関の広報に無償で使用することができる。
この場合において、著作者名を表示しないことができる。
 - 2) 次に掲げる行為をしてはならない。（ただし、あらかじめ発注者の承諾を受けた場合は、この限りではない。）
 - ① 写真を公表すること。
 - ② 写真を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡すること。

3. 管理技術者等の資格要件

業務の実施に当たっては、以下の資格要件を有する管理技術者等を適切に配置した体制とする。
なお、「管理技術者等」とは、管理技術者、主任担当技術者、協力者等を総称している。

(1) 管理技術者

~~管理技術者の資格要件は次による。なお、受注者が個人である場合にあってはその者、会社その他法人である場合にあっては当該法人に所属する者を配置しなければならない。~~

- ~~・ 建築主法（昭和25年法律第202号）第2条第2項に規定する一級建築士~~
- ~~・ 建築主法第10条の3第4項に規定する設備設計一級建築士
又は建築主法第2条第5項に規定する建築設備士~~

- ・ 下記の実務経験（建築士法施行規則第1条の2に定める内容をいう。以下同じ。）を有すること。
 - ・ 18年以上
 - ・ 13年以上
 - ・ 8年以上
 - ・ 5年以上
- ・ 管理技術者は、電気設備及び機械設備の主任担当技術者を兼務してよいこととする。

(2) 主任担当技術者

—主任担当技術者は、次の分担業務分野毎に1名配置するものとする。—

- ・ 建築（総合）
- ・ 建築（構造）
- ・ 電気設備
- ・ 機械設備

—主任担当技術者の資格要件は次による。なお、受注者が会社その他法人である場合にあっては当該法人に所属する者を配置しなければならない。—

- ・ 下記の実務経験を有すること。（資格取得後）
 - ・ 18年以上
 - ・ 13年以上
 - ・ 10年以上（建築意匠）
 - ・ 5年以上（構造、電気設備、機械設備）
- ・ 主任担当技術者は、次の分担業務分野に限り兼務して良いこととする。
 - ・ 建築（総合）と建築（構造）
 - ・ 電気設備と機械設備

(3) 建築積算業務の技術者

—建築積算業務の技術者の資格要件は次のいずれかによる。—

- ・ （公社）日本建築積算協会が認定した建築コスト管理士
- ・ （公社）日本建築積算協会が認定した建築積算士
- ・ 建築積算の実務経験10年以上

(4) 協力者【電気・機械設備を再委託する場合】

—協力者の資格要件は次による。—

- ・ 下記の表による資格

適用	設計委託内容	資格区分					
		設備設計 一級建築士	建築設備 士	技術士	空気調和 衛生工学会 設備士	1級電気・ 管工事施 工管理技 士	第1・2・3種 電気主任技 術者
・	2,000㎡を超える新築 大規模建築物	○	○	×	×	×	×
・	大幅なシステム変更・ 特殊設備改修	○	○	○	○	×	×
・	その他の新築・ 改修工事等	○	○	○	○	○	○

- ・ 下記の実務経験を有すること。
 - ・ 18年以上
 - ・ 13年以上
 - ・ 8年以上
 - ※ 5年以上
- ・ 上記の資格、実務経験のいずれかの要件を満たすものとする。

- (5) 協力者【建築を再委託する場合】
 —協力者の資格要件は次による。—
- ・ 建築士法第2条第2項に規定する一級建築士
 - ・ 下記の実務経験を有すること。
 - ・ 18年以上
 - ・ 13年以上
 - ・ 8年以上
 - ・ 5年以上
 - ・ 上記の資格、実務経験のいずれかの要件を満たすものとする。

- (6) 協力者【建築（構造）を再委託する場合】
 —協力者の資格要件は次による。—
- ・ 建築士法第2条第2項に規定する一級建築士
 - ・ 建築士法第10条の3第4項に規定する構造設計一級建築士
 - ・ 下記の実務経験を有すること。
 - ・ 18年以上
 - ・ 13年以上
 - ・ 8年以上
 - ・ 5年以上
 - ・ 上記の資格、実務経験のいずれかの要件を満たすものとする。

- (1) プロポーザル方式により業務を受注した場合の業務履行
 受注者は、プロポーザル方式により設計業務を受託した場合は、技術提案書により提案された履行体制により当該業務を履行する。

4. 成果物及び提出部数

(1) 成果物

提出時期	提出物
基本設計 業務完了時	1.「基本設計説明書」
	2.「基本設計図書」
実施設計 業務完了時	1.「実施設計説明書」
	2.「実施設計図書関係」
	3.「工事費関係書類」
	4.「検討書・届出関係」
	<ul style="list-style-type: none"> a. 各種検討書 b. 各種届出書

※ 「青森県営繕事業に係る電子納品運用ガイドライン」に基づき電子納品も合わせて行うこと。

(2) 成果物の内容

提出時期	提出物	提出部数	大きさ	備考
	「基本設計説明書」	3部	A3判	データ共
	a. 業務体制・業務工程表			
	b. 設計条件・設計方針			
	c. 現地調査概要 (敷地形状及び既存建物等の配置状況、隣接道路・工事進入路状況、 インフラ整備状況、敷地内進入経路・仮設物設置可能敷地、敷地内の工事支障物 等の記録、写真)			
	d. 基本計画概要			
	e. 関係法令等への対応			

基本 設計業務	f. 建築に対する考え方 (ゾーニング、動線計画、諸室計画、仕上計画、外構計画、バリアフリー・ユニバーサル デザインへの取組、県産材使用方針、景観上の配慮、防災計画、日影図、机上電波 障害予想図等)					
	g. 構造に対する考え方 (耐久性の考え方、上部構造・基礎構造の各検討、地質概要等)					
	h. 電気設備・機械設備に対する考え方 (省エネ対策、冷暖房の対応、給水計画、便所計画、浄化槽検討等)					
	i. 工事費概算(開発・造成関連含む)、概略設計計算書、維持費概算					
	j. 各種検討書(イニシャルコストとランニングコスト、メンテナンス、ユニバーサル デザイン、環境配慮等)					
	k. その他必要資料(ZEB検討書)					
	「その他の成果物」		3部	A3判他	データ共	
	a. 開発、敷地造成基本設計図書(敷地造成、給水、雨水排水、汚水、外構・公園緑地、 防災、雨水調整池その他必要な設計)					
	b. 上記に関する工事費概算書					
	c. インフラ調査報告書					
	d. 概略工事工程表					
	e. 透視図(10カット程度。鳥瞰図、外観、主要な諸室。CGにて作成)					
	f. イメージスケッチ(設計内容確認用。縮尺は適宜)					
	g. 模型(1/500 周辺住居等も含む、ボリューム模型程度)					
	h. VR、CGアニメーション(3分程度)					
	i. 日照障害調査報告書					
	j. 電波障害調査報告書					
	k. コスト縮減検討報告書					
	l. 各種技術資料					
	m. 諸室リスト					
	n. 発注者及び要求事項まとめ					
	o. 各種行政関係協議議事録					
	p. 各種検討及び調査等の記録書					
	q. 基本設計内容と提案書との対応確認書					
	r. BCP計画検討書					
	s. デザイン(コンセプト、外観、内装、サイン等)説明書					
	t. 工事区分表					
u. 提案書概要版						
「基本設計図書」		5. 設計図書参照	3部	A3判他	データ共	
実施 設計業務	「実施設計説明書」		3部	A3判	データ共	
	a. 設計方針					
	b. 関係法令等への対応					
	c. 建築に対する考え方					
	d. 構造に対する考え方					
	e. 設備に対する考え方					
	f. 主要設計図					
	g. その他					
	「実施設計図書関係」		5. 設計図書参照			
	a. 透視図	内観	*部	A3判程度	CD-R	
		外観	*部			
		鳥瞰	*部			
		b. 製本図面	①原図判2つ折製本	1部	原図判	
		②縮小判2つ折製本	3部	A3判		
c. CADデータ(実施設計図)	(※1)	2部		CD-R		

実施 設計業務	d. 図面データ入力電子媒体	1部		CD-R (※2)
	e. 工事起案用主要図面 (案内・配置・各階平面・ — 立面・断面図及び仕上表等、設備工事は全て)	1部	A3	A4判折袋入
	「工事費関係」			
	a. 積算数量算出書	1部	A4判	データ共
	b. 積算数量算出書のうち、積算数量調書	1部	A4判	データ共
	e. 見積書等関係資料	1部	A4判	データ共
	d. 営繕工事積算チェックマニュアル	1部	A4判	データ共
	e. 単価資料	1部	A4判	データ共
	「検討書関係」			
	a. 構造計算書	1部	A4判	データ共
	b. 各種技術資料	1部	A4判	データ共
	e. 打合せ記録簿	1部	A4判	データ共
	d. チェックリスト (設備工事)	1部	A4判	
	e. 概略工事工程表	1部	A4判、A3判	データ共
	f. その他検討書			
	「届出関係」			
	a. 計画通知関係書類	正副各1部	A4判	
	b. 建築物エネルギー消費性能適合性判定関係書類	正副各1部	A4判	
	e. 福祉のまちづくり条例関係書類	正副各1部	A4判	
	d. 防災計画書等	正副各1部	A4判	
e. 他官公署等申請・届出関係書類	正副各1部	A4判		
f. その他届出				

※1 「実施設計図書関係」 eのCADデータは、「青森県建築CAD図面作成要領(案)」に基づき作成する。
提出されたCADデータを、当該施設に係る工事の請負業者に貸与し、当該工事における施工図及び
当該施設の完成図の作成に使用する等、建築設計業務委託契約書第8条第1項の規定の範囲内で利用
することがある。

※1 「基本設計図書関係」 「実施設計図書関係」 eの電子縦覧用の図面データ入力CD-Rは次のとおり
作成する。

- ① ファイル形式は、PDF形式とし、全ての図面を一つのファイルにまとめ、CD-Rに格納すること。
(提出枚数は3枚)
- ② 格納するファイルはできる限り直接CADソフトよりPDF形式に変換すること。
- ③ 解像度は600dpiのモノクロを標準とし、用紙の設定は原図サイズとすること。
- ⑤ CD-R及びケースには工事名称を記載する。
- ⑥ 製本方法等、その他不明な点がある場合は調査職員の指示による。
- ⑦ 電子媒体はPDFとともに、基本のファイル形式のものを格納して納品すること。
 - a. 文書—MicrosoftWord形式・PowerPoint 形式
 - b. 表、グラフ—MicrosoftExcel形式
 - c. 写真—JPEG形式

※ 積算数量調書、単価資料等の作成は、営繕積算システムRIBC2 ((一財)建築コスト管理システム研究所)
によるものとし、内訳書作成ファイルは最新バージョンとする。また、見積比較表は見積比較ファイル
で作成すること。

※2 工事内容又は工事費金額により必要としないものがあるので調査職員の指示による。

※3 上記成果品は、折りたたみコンテナ(D530*W366、蓋無し、容量500程度)に納めて納入すること。

※4 ZEB-oriented以上を達成する計画とすること。また、ZEB未達成、ZEB-orientedおよびZEB-readyの
比較検討を行うこと。(費用対効やLCC等の比較検討)

※5 各工事概算書は、内訳書を作成し、それぞれ工事項目ごとに数量×単価で記載のこと。また、主要な
工事は業者参考見積を徴収のこと。徴収対象は3社程度とする。

その他詳細は、調査職員との協議による。

※6 主要な医療機器・什器・備品等はプロットすること。

※7 別途発注との工事区分を明確とする詳細図・区分表等の資料を作成し、発注者に協力すること。

※8 透視図及びイメージスケッチ、CGアニメーションは、発注者が、本業務関係者への説明等に使用する。また、その一部は、広報や新聞等への掲載も想定している。

透視図のカット数やCGアニメーションの内容等の詳細は、設計段階で調査職員との協議による。

※9 模型写真についても、サイズやカット数は必要に応じて設計段階で調査職員との協議による。

※10 プロポーザル提案書の概要版の枚数、内容については調査職員との協議による。

5. 設計図書

(1) 建築（総合・構造）

基本設計図書	—実施設計図書—	縮尺・規格
	—特記仕様書	指定
仕上表（内外主要部）	—内外仕上表	
面積表及び求積図	—面積表及び求積図	
敷地案内図	—敷地案内図	
配置図	—配置図	1/200～1/600
各階平面図	—各階平面図	1/100～1/200
立面図	—立面図（各面）	1/100～1/200
断面図	—断面図	1/100～1/200
矩形図（主要な部分）	—矩計図	1/20～1/30
仮設計画図	—展開図	1/50
外構計画図	—天井伏図（各階）	1/100～1/200
サイン計画図	—平面詳細図	1/20～1/30
昇降機等設備計画説明書	—部分詳細図	1/20～1/30
昇降機等設備計画概要書	—建具表	1/30～1/50
（その他必要図面）	—外構図	1/200～1/600
基本構造図	—構造図	
構造計画説明書	i. 伏図（各階）	1/100～1/200
構造設計概要書	ii. 軸組図	1/100～1/200
（仮定断面図・構造工法の説明）	iii. 部材断面表	1/20～1/30
仮定部材リスト	iv. ラーメン図	1/20～1/50
伏図・軸組図		1/100～1/200
断面詳細図（主要な部分）		1/100～1/200
各種技術資料		1/20～1/30
	v. 部分詳細図	1/20～1/30
	—その他必要な図面	

※ 工事内容又は工事費金額により必要としないものがあるので調査職員の指示による。

※ 実施設計図書はA1判又はA2判、基本設計図書はA3判白紙を基本とする。

※ 改修工事においては、各図面の改修前と改修後の図面を作成すること。

(2) 電気設備

基本設計図書	—実施設計図書—	縮尺・規格
	特記仕様書	指定
主要機器表	各種機器表	
配置図（屋外設備図）	敷地案内図	
インフラ図	配置図	(1/200～1/600)
各種システム系統図	受変電設備単線結線図	
各階プロット図	幹線系統図	
（各設備機器配置図	分電盤、動力盤、制御盤結線図	
ナースコール、情報システム	動力設備系統図	
関連等含む）	弱電設備系統図	

照明設備概要図	受変電設備図	1/20～1/50
特殊設備概要図	自家発電設備図	1/20～1/50
機器表（主要な部分）	電灯設備平面図	1/100～1/200
各種技術資料（計算書含む）	動力設備平面図	1/100～1/200
	照明器具姿図	
	弱電設備平面図	1/100～1/200
	弱電設備器具姿図	
	昇降機・搬送機設備図	1/50
	部分詳細図	1/20～1/50
	屋外設備図	1/20～1/300
	その他必要な図面	

※ 工事内容又は工事費金額により必要としないものがあるので調査職員の指示による。

※ 実施設計図書はA1判又はA2判、基本設計図書はA3判白紙を基本とする。

※ 改修工事においては、各図面の改修前と改修後の図面を作成すること。

(3) 機械（給排水衛生・空調換気）設備

基本設計図書	—実施設+G625:J641	縮尺・規格
	特記仕様書	指定
主要機器表	各種機器表	
配置図（屋外設備図）	敷地案内図	
インフラ図	配置図	1/200～1/600
各種システム系統図	給排水衛生系統図	
各階プロット図	給湯・ガス設備系統図	
（各設備機器配置図。 医療ガス設備含む）	空調設備系統図	
	換気設備系統図	
	消火設備系統図	
	自動制御設備構成図	
単線結線図		
機械室機器配置概要図	給排水衛生設備平面図	1/100～1/200
配管ダクトルート概要図	衛生器具姿図	
空調ゾーニング図	給湯・ガス設備平面図	1/100～1/200
機器表（主要な部分）	空調設備平面図	1/100～1/200
各種技術資料（計算書含む）	換気設備平面図	1/100～1/200
	消火設備平面図	1/100～1/200
	汚水処理設備仕様図	
	自動制御機器機能表	
	自動制御設備計装図	
	自動制御設備平面図	1/100～1/200
	特殊設備平面図	
	部分詳細図	1/20～1/50
	屋外設備図	1/20～1/300
	屋外排水設備縦断図	
その他必要な図面		

※ 工事内容又は工事費金額により必要としないものがあるので調査職員の指示による。

※ 実施設計図書はA1判又はA2判、基本設計図書はA3判白紙を基本とする。

※ 改修工事においては、各図面の改修前と改修後の図面を作成すること。

6. 業務実施上の留意事項

- (1) 業務の遂行に当たっては、受注者は発注者と十分な連絡を保ち、処理方針について発注者の指示及び承諾を受けること。

- (2) 受注者は、プロポーザル実施要領における所定の条件を満たすとともに、本業務の実施に当たり、「基本計画」、【参考1】及び【参考2】の内容を十分理解するとともに、関係法令及び適用基準等の遵守を徹底すること。
- (3) 業務の遂行には、医療行政、病院整備及び運営に関し、高度な情報収集力、分析力を要するため、受注者は相当な知識と技術を有するスタッフを配置し、誠実に契約内容を履行すること。
- (4) 受注者は、県及び市の保健、医療、福祉全般について十分な理解のもとに業務を遂行すること。
- (5) 受注者は、常に発注者の支援者としての立場に立ち、発注者の利益を守ることを最大の任務と捉えて本業務を実施するとともに、契約期間中、発注者との高い信頼関係及び倫理性の保持を徹底すること。
- (6) 受注者は、本業務の実施に関し疑義が生じた場合には、速やかに発注者と協議を行うこと。
また、本業務の遂行に当たり、発注者の方針や意向を満足する上で、当然必要な業務であるものに関しては、本業務に含まれるものとして遅滞なく遂行すること。
- (7) 青森県立中央病院と青森市民病院が共同で作成する運用フロー・運営マニュアル等の内容を基本設計図に正確に反映させるため、青森県と青森市の共同経営・統合新病院開設支援業務の受注者と情報共有を行うこと。
また、コスト管理及び品質管理等を総合的に行う統合新病院新築基本設計コンストラクション・マネジメント業務の受注者とコミュニケーションを図り、本事業の関係者全体の調整を行うこと。
- (8) 受注者は、各種関係機関（国、県、市等）との協議に必要な資料については、適宜発注者と調整のうえ、必要な期日までに関係書類の作成を行うこと。
- (9) 本業務に伴う打ち合わせ・協議内容については、速やかに報告書を作成し提出すること。
（関係官公署、病院内各部門や部署のヒアリング等も含む）
- (10) 別途業務に係る注意点
- ア 受注者は、本業務に関連する(7)の別契約業務について、設計内容の調整及び確認を行うとともに、調査職員の指示により、相互の業務に必要な図面又は資料（CADデータ等の電子データを含む。）を、必要な時期に別契約業務の受注者に提供するものとする。
- イ MRIやCT、放射線治療装置などの大型医療機器については、発注者にて検討・決定するが、受注者は発注者より入手した最大スペック（大きさ、重量、搬入開口及び仕様）で設計すること。電源等の設計にあたっては、各メーカーの電源、幹線その他の特殊設備について、各社仕様を比較し、項目ごとに条件の悪いもの（本工事費が高くなるもの）の仕様で検討すること。また、機器の搬入ルートの確保を考慮すること。
- ウ 放射線防護に係る鉛・鉄板・コンクリートの厚さについて、安全性の検証、検討資料や遮蔽計算書等を適宜作成し、必要な内容を決定すること。
- (11) 受注者は、発注者の意志決定を行うための協議において、発注者の求めに応じて事業の報告及び説明支援を行うこと。なお、建築専門家以外の者が参加する場合があるため、専門家以外の者が、理解しやすい資料を作成し説明支援を行うこと。（設計図を簡略化加工した図、パワーポイント資料、パース又は動画等）
- (12) 建築材料及び設備方式等を決定する際は、イニシャルコスト・ランニングコスト・保守管理・更新時期等について、比較資料を発注者に提示し、承諾を得て進めること。
- (13) 受注者は、業務を実施するにあたり、事業費を常に考慮し調査職員の指示により適宜概算工事費を提示するとともに工事費低減に努めること。
- (14) 発注者からの要望及び物価の変動等により当初想定していない概算コスト増が見込まれる場合には、コスト減となる別途の代替方法の提案を行い、適切なコストマネジメントを行うこと。
- (15) 質の高い医療サービスを提供するために、公益財団法人日本医療機能評価機構が実施する病院機能評価の最新版の認定基準に対応できる施設とすること。
- (16) 診療報酬上の施設基準及び加算等について取得可能な施設を設計すること。
- (17) 将来の設備機器及び医療機器等の更新が容易な計画とすること。
- (18) 設計図書には、特定の製品名または製造所名等を記載してはならない。ただし、これにより難しい場合はあらかじめ調査職員に報告し承諾を受けること。

別紙1: 整備スケジュール

R7年度 (2025)	R8年度 (2026)	R9年度 (2027)	R10年度 (2028)	R11年度 (2029)	R12年度 (2030)	R13年度 (2031)	R14年度 (2032)
	あおり国スポ (本大会) ●						開院 ●
	基本設計	実施設計	病院棟・職員用立体駐車場等工事				移転準備
		県営スケート場 解体工事			青森市屋内 グランド 解体工事		
						来院者用 立体駐車場工事	



別紙 2：設計業務区分図